

## 埼玉県地酒を活用した観光プロモーション業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 委託業務名

埼玉県地酒を活用した観光プロモーション業務委託

### 2 委託期間

契約日から令和7年3月14日（金）まで

### 3 目的

日本の「伝統的醸造」がユネスコ無形文化遺産の登録に向けて審査中であり、全国的に「地酒」に対して注目が集まっている。

多くの蔵元を有し、清酒出荷量も常に全国上位に位置する酒どころである埼玉県は、東京からの近さを生かし、「ふらっと酒蔵見学&地酒を楽しめる」という気軽さが強みである。

今まで日本酒の飲用機会が少なく、まだお気に入りの銘柄に出会えていない20代から30代の「地酒ビギナー層」をターゲットに本県の地酒及び観光の魅力を効果的にPRし、県内外の誘客を図ることを目的とし、当事業を実施する。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 埼玉県地酒及び観光の魅力を伝える広報資材の制作

各制作物は、業務目的に沿った企画内容とし、見た人が「本県の酒蔵見学に行きたくなる」「本県の地酒を飲んでみたいくなる」「本県を訪れたいくなる」ことを意識して制作を行うものとする。

#### ア 地酒・観光PR動画の制作

- ・ 埼玉県地酒及び酒蔵を取り上げるとともに、県内の観光周遊を促す動画を制作する。
- ・ 動画は1分×3種類制作するものとし、種類分けは、提案内容を基に県と協議の上決定する（種類分けの例：地域別、テーマ別）。
- ・ 企画提案時には、動画の構成案、イメージ画像等を用いた提案を行うものとする。
- ・ デジタルサイネージ、SNSなど様々な媒体で放映可能であり、県が長期間幅広く活用できる動画とし、音声ありとなしのものをそれぞれ制作すること。
- ・ モデル等の出演者を起用して撮影・制作を行う場合は、事前に県と協議の上決定すること。

(ア) 仕様

データ形式：mp4やmov等

縦横比：16：9

画質：1920×1080以上

作成本数：1分×3種類

使用期限：無期限

(イ) 撮影

企画に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ・ 資料及び素材の収集
- ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
- ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- ・ 撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担

(ウ) 編集・校正

- ・ 撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。
- ・ 使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。
- ・ BGMとして使用する素材の使用については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- ・ 動画に挿入する酒蔵や観光施設等の名称や説明について、事前に各酒蔵等の管理者に確認を行い、疑義が生じないようにすること。
- ・ 編集した動画案制作後の校正は、1本につき2回以上とする。

(エ) 修正

- ・ 受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。
- ・ 県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

イ SNS発信用の動画の制作及び発信

(ア) インフルエンサーの選定

- ・ Instagram等のSNS上において、動画を制作し配信するインフルエンサーを2名以上選定し、そのインフルエンサーが管理するSNS上で動画を発信する。
- ・ 受託者は、本事業の目的を鑑みターゲットである「地酒ビギナー層」に訴求

するインフルエンサーを選定し、県と協議の上決定すること。

(イ) 企画・撮影

- ・ 受託者は、各インフルエンサーと連絡、調整を行い、調整状況や企画内容を県に適宜共有すること。
- ・ 委託事業であることを意識しすぎず、各インフルエンサーの持ち味を活かした企画内容とすること。
- ・ 撮影は、委託者の承認を受けた後に行うものとし、撮影に使用する機材及び消耗品等は受託者等の負担とする。
- ・ 受託者及びインフルエンサーは、撮影場所や取材対象者への撮影の許諾、同意が必要な場合、事前にその手続きを行うこと。

(ウ) 動画の編集・配信

- ・ BGM、音声録音、テロップ挿入などの編集を行い、視聴者の興味を引き、分かりやすい内容となるよう工夫すること。
- ・ BGMや画像を使用する場合、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うこと。
- ・ 動画に挿入する酒蔵や観光施設等の名称や説明について、事前に各酒蔵等の管理者に確認を行い、疑義が生じないようにすること。
- ・ 編集した動画は、SNS上で公開する前に必ず県の承認を受け、必要に応じて修正の対応をすること。

(エ) 成果物

実施状況が分かる画像、定量的な効果等が分かるデータを県に提出し、業務完了報告書とともに検査を受けること。

ウ パンフレットの制作

(ア) パンフレットの企画・概要

- ・ 埼玉県の地酒、酒蔵を紹介し県内の観光周遊を促すパンフレットを制作する。
- ・ 企画提案時には全体のデザイン、ビジュアル等で審査するものとする。
- ・ パンフレットは紙媒体だけでなく、電子データ（PDF等、県の指定するフォーマット）でも納品すること。紙での配布のほか、インターネット上でも閲覧されることを踏まえて制作すること。

(イ) 仕様・規格

サイズ等：A4版（展開：A3版）、中綴じ、8ページ程度（表紙含む）

印刷色数：フルカラー印刷（4色刷）

紙質：マットコート紙110kg

部数：7,000部

(ウ) 撮影

企画に基づき、パンフレットの制作に必要な画像等の撮影を行う。次の内容は、

委託業務に含むものとする。

- ・ 資料及び素材の収集
- ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
- ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- ・ 撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担

(エ) 掲載必須事項

- ・ 酒蔵を含めた観光周遊コース（日帰り、宿泊ありそれぞれ提案する）
- ・ 埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」の紹介、2次元コード
- ・ 埼玉県全域のマップ（県内のすべての酒蔵の場所が分かるようにすること）
- ・ 埼玉県へのアクセス情報

(オ) 編集・校正

- ・ 使用する写真は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる手続き等は受託者において行うこと。
- ・ 掲載する画像については、権利を所有する者と権利関係の処理を行った上で掲載すること。
- ・ 掲載する酒蔵や観光施設等の名称や説明について、事前に各酒蔵等の管理者に確認を行い、疑義が生じないようにすること。
- ・ 編集したパンフレット案の校正は2回以上、色校正は1回程度とする。

(カ) 納品

完成後、パンフレットとその電子データを速やかに埼玉県産業労働部観光課（さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）へ納品する。

エ ポスターの制作

ア、ウで制作した広報資材のビジュアルを生かしたポスターを制作する。

また、ポスターと同内容の電子データ（PDF等、県の指定するフォーマット）も納品すること。

(ア) サイズ及び印刷部数

B 1	20部
B 2	40部
合計	60部

(イ) 印刷色数

フルカラー印刷（4色刷）

(ウ) 紙質

マットコート紙 135kg

(エ) レイアウト項目

- ・ エリアに偏りがないよう、複数の酒蔵を選定し写真を掲載すること。
- ・ 「ちょこたび埼玉」ロゴマークを配置し、県公式観光サイトへ誘導を図ること。

(オ) 撮影

企画に基づき、必要な画像等の撮影を行う。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ・ 資料及び素材の収集
- ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
- ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- ・ 撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担

(カ) 編集・校正

- ・ 使用する写真は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる手続き等は受託者において行うこと。
- ・ 掲載する画像については、権利を所有する者と権利関係の処理を行った上で掲載すること。
- ・ 掲載する酒蔵等の名称について、事前に各酒蔵等の管理者に確認を行い、疑義が生じないようにすること。
- ・ 校正は2回以上、色校正は1回程度とする。

(キ) 納品

完成後、電子データとポスターを埼玉県産業労働部観光課（さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）へ納品する。

オ ロゴの制作

- ・ 埼玉県の地酒及び地酒を活用した観光振興に幅広く使用可能なロゴを制作すること。
- ・ 企画提案時にはロゴデザインで審査するものとし、必要に応じて、キャッチコピー等も提案すること。
- ・ 委託契約締結決定後、県と協議の上デザインを確定させ、速やかにデータを指定されたフォーマットで納品すること。

(2) 制作した広報資材を活用したプロモーション

予算の範囲内において、(1)で制作した広報資材を活用し、県内外からの誘客、観光関連消費、周遊、宿泊を促す効果的なプロモーションを行うこと。企画提案内容に

基づき実施するものとし、委託契約締結決定後に県と協議の上実施内容を確定する。  
(例：動画の放映先、パンフレットの配布先の選定調整等)

### (3) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、内容について事前に県の了承を得た上で提出すること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）とする。

### (4) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。  
また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

## 5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。

(4) 本業務の成果物等は、県及びその依頼を受けた一般社団法人埼玉県物産観光協会が、埼玉県の地酒及び観光振興に資する用途で幅広く活用する。

(5) 本業務で制作したパンフレット、ポスターは、県が内容の改変を伴わないかたちで増刷する可能性がある。

## 6 業務実施に関する留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切

- の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
  - (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
  - (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
  - (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
  - (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
  - (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
  - (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当  
電話：048-830-3955